

静岡県

中小企業者向け「県制度融資」

平成30年度版

クラスター産業分野支援貸付

<県制度融資とは>

県が金融機関に利子補給を行い、
中小企業者の皆様の利息負担を軽減する制度です。

<融資利率等>

融資限度額 10億円

県の利子補給率
最大

0.67%

(信用保証 任意)

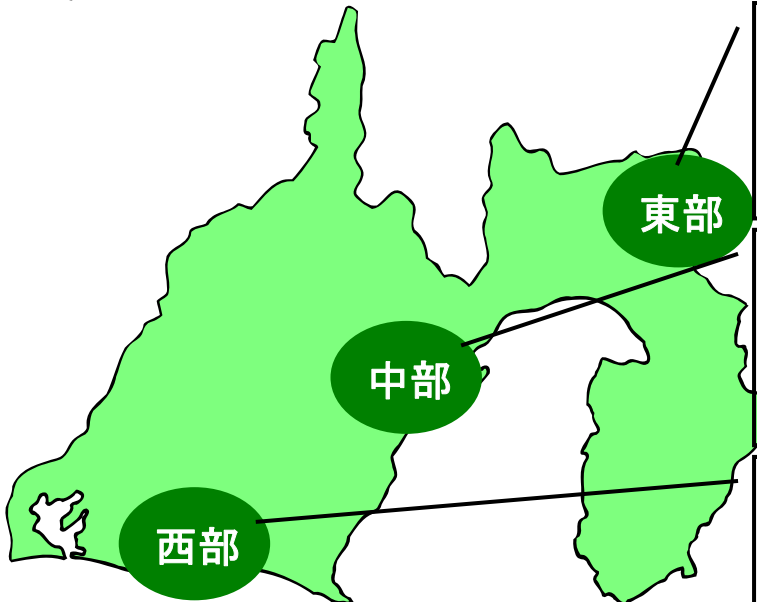
**融資利率:金融機関による
(金利:固定又は変動)**

**最長10年間
(据置1年以内)**

<融資対象者>

★静岡新産業集積クラスターに参画する個人事業者、会社、組合が対象です。

静岡新産業集積クラスターとは…下記3つの産業集積プロジェクトを指します。この3つのプロジェクトに合致する取組を実施する場合に、当貸付の利用が可能となります。



医療・健康関連産業(ファルマバレー)

医療健康産業分野の研究、開発、製造、販売の実施に必要な資金

食品関連産業(フーズ・サイエンスヒルズ)

高付加価値型食品の研究、開発、製造、販売の実施に必要な資金

光・電子技術関連産業(フotonバレー)

光・電子技術を基盤とした技術・製品の研究、開発、製造、販売に必要な資金

県内全域の中小企業の皆様の取組を支援

◆申込窓口・問合せ先◆

県内各取扱金融機関、商工会議所、商工会、静岡県中小企業団体中央会
静岡県産業振興財団、静岡県経済産業部商工金融課(Tel:054-221-2513)



「クラスター産業分野支援貸付」の概要

(平成30年4月1日現在)

区分	内容		
融資対象者	静岡新産業集積クラスターに参画する個人事業者、会社、組合		
資金使途	クラスター関連分野事業の実施に必要な設備資金、運転資金		
融資限度額	10億円		
融資利率	金融機関による(固定金利又は変動金利も金融機関による)		
利子補給率	金融機関が定める金利のうち、1/2を県が金融機関に利子補給する。ただし0.67%までとする。 (例:金融機関が定める金利が1.20%の場合、県が0.60%利子補給をするため、融資利率は0.60%となる。)		
融資期間	10年以内(据置1年以内)		
融資限度額	10億円	融資期間	10年以内(据置1年以内)
保証料率	金融機関が必要と認めたときは、県信用保証協会の保証付きとし、 年0.3%~1.3%(有担保の場合0.1%割引)		
担保及び保証人	金融機関及び県信用保証協会の取扱いによる		
償還方法	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還		
ホームページ	http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-540/seido/sikin-26.html		
提出書類	申込書(様式第1号)、成長産業分野支援資金確認書(様式第16号)、決算書(最近2年間)見積書(設備資金の場合)、設計図書(建築物の建築・増築・改修の場合)等		

※取組内容が各クラスターのプロジェクトに該当するか否かは、下記問い合わせ先までお願いします。

◆クラスター関連分野	◆プロジェクト	◆問い合わせ先
【東部】医療・健康関連産業	ファルマバレー	ファルマバレーセンター(055-980-6333)
【中部】食品関連産業	フーズ・サイエンスヒルズ	フーズ・サイエンスセンター(054-254-4513)
【西部】光・電子技術関連産業	フォトンバレー	フォトンバレーセンター(053-471-2111)

【申請の流れ】

